住所　大阪市此花区西九条６丁目１番125―201号
沈伊都枝　昭和35年10月10日生
文陽奈　平成２年２月10日生
文陽真　平成４年11月５日生
住所　埼玉県川口市西川口１丁目８番８―902号
朴東浩　昭和53年12月10日生
朴順健　平成18年３月９日生
住所　滋賀県草津市平井５丁目８番８号
ホセ・グスターボ・アレナス・カケハシ　昭和39年３月19日生
住所　岐阜市六条南２丁目７番７号
金正修　昭和56年１月27日生
住所　東京都中野区東中野５丁目１番１―2101号
カナザワ・レオン　平成21年９月14日生
カナザワ・デイビッド　平成24年１月27日生
住所　東京都新宿区百人町４丁目４番17―105号
アウン・トウン・タン　昭和46年３月28日生
住所　横浜市栄区笠間４丁目２番12―305号
陳文晶　昭和49年３月３日生
住所　神奈川県大和市中央４丁目６番６号
孫仁子　昭和７年11月３日生
住所　神奈川県大和市中央４丁目５番17号
孫重憲　昭和22年５月13日生
住所　神奈川県大和市中央４丁目６番６号
全米吉　昭和32年12月７日生
禹悦子　昭和37年１月19日生
全貴恵　平成元年12月２日生
全佳奈　平成６年４月13日生
全智恵　平成９年８月４日生
住所　横浜市磯子区汐見台３丁目９番地７
康盛欽　昭和60年７月９日生
住所　神奈川県平塚市宮松町10番２号
トレナー・マリアン　昭和63年１月12日生
住所　奈良県大和郡山市稗田町476番地54
権守男　昭和43年12月10日生
住所　東京都板橋区相生町13番３―307号
高英義　昭和45年11月７日生
高義唯　平成25年８月31日生
住所　東京都港区芝浦４丁目５番13―1203号
エンキーシャ・デイシア・スタンフォード　昭和52年６月24日生
住所　東京都品川区東品川３丁目10番１―209号
金善郁　昭和49年６月17日生
住所　愛知県知多郡東浦町大字緒川字旭５番地６
金辰也　昭和60年５月17日生
住所　名古屋市千種区光が丘１丁目３番６号
金泰基　昭和33年６月18日生
李春美　昭和38年４月５日生
住所　福岡県遠賀郡岡垣町緑ヶ丘１番４―307号
金英成　昭和59年５月15日生
住所　東京都練馬区高野台５丁目14番11号
趙千賀子　昭和57年６月20日生
住所　東京都荒川区西日暮里１丁目２番１―401号
李仙希　昭和60年５月４日生
住所　東京都北区西が丘３丁目８番３―1225号
朴炳鍾　昭和40年８月27日生
住所　栃木県宇都宮市平出町3756番地32
鄭懽朦　昭和62年２月２日生
住所　浜松市東区中郡町602番地１
崔聖東　昭和60年９月20日生
住所　浜松市南区三島町581番地
金鎭秀　昭和59年12月13日生
住所　宮城県栗原市一迫柳目字上田81番地１
金朝貴　昭和49年９月９日生
住所　大阪市城東区今福西６丁目８番２―502号
金功泰　平成元年12月27日生
住所　大阪府東大阪市新喜多２丁目２番19号
金春美　昭和52年４月30日生
住所　大阪府交野市幾野３丁目28番24号
金翔貴　平成４年３月25日生
住所　大阪市生野区勝山南４丁目１番19号
林佳奈　昭和60年３月14日生
林利香　昭和62年10月12日生
住所　大阪市生野区桃谷４丁目７番10号
文吉善　昭和22年３月12日生
姜順香　昭和23年４月９日生
住所　大阪市東成区深江北３丁目６番11号
康恵理　平成元年８月19日生
住所　大阪市東住吉区住道矢田１丁目24番13号
金雄気　昭和58年８月３日生
住所　大阪市城東区野江１丁目16番22―306号
李佳栄子　昭和57年12月19日生
住所　大阪府東大阪市森河内西１丁目10番８―507号
孔章　昭和22年５月29日生
崔了任　昭和34年４月26日生
孔遼二　昭和55年10月27日生

○外務省告示第三百五十八号

平成二十六年十一月十九日にアンタナナリボで、マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

平成二十六年十二月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　三億円
3　署名者
日　本　側　細谷龍平在マダガスカル大使
マダガスカル側　アリスー・ララ・ラザフィトリム外務大臣

○外務省告示第三百五十九号

平成二十六年十二月二日にコトヌで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　塚原大貳在ベナン大使
ベナン側　ナシル・バコ・アリファリ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

平成二十六年十二月四日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百六十四号

中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十六年財務省告示第五十三号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて、同条第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月四日

財務大臣　麻生　太郎

一　調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　トルエンジイソシアナート

㈡　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二九二九・一〇号に分類される。

㈢　特徴　主として、自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

二　調査対象貨物の供給国

中華人民共和国（以下「中国」という。）

三　調査の対象となる期間

㈠　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項　平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から平成二十五年九月三十日まで）

㈡　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十二年四月一日から平成二十五年九月三十日まで

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

㈠　不当廉売の事実

「不当廉売差額」は、原産国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

ただし、正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される調査対象貨物と同種